

(一財) 広島県職員互助会事業一覧

R7.4.1現在

病気療養見舞金	会員又は被扶養者が、病気又は負傷により医療費の一部負担金を支払ったとき等に給付 ・【総医療費－共済組合給付算定額－2,800円控除】(1,000円未満切捨) - 月の累計額の7割(1,000円未満切捨)を年度末に集計し、一括給付 ・上限10万円
死亡弔慰金	・会員の死亡 10万円 ・配偶者の死亡 3万円
災害見舞金	会員が災害で住居・家財に損害を受けたときや、防災体制等の業務の遂行に起因して、災害により自家用車に損害を受けたときに給付 ・災害の程度に応じ10万円、6万円、2万円、自家用車は2万円以下の必要な額
休業見舞金	会員が療養のため休職を命ぜられ給料が減額されて3か月経過後 ・10万円
介護支援金	会員が介護休暇の承認を受けたとき(共済組合の給付対象期間終了後) ・介護休暇期間1日につき、3,000円を給付(支給上限額10万円)
育児応援金	会員が育児休業をした場合に、共済組合の給付対象期間終了後、育児休業継続の場合 ・10万円 ※令和8年4月1日以降の給付分から、次のとおり変わります。 《対象期間》 共済組合の育児休業手当金等給付対象外期間に育児休業を取得している期間(土日祝日を除く) 《給付額》 育児休業期間1日につき3千円(限度10万円)
遺児育英資金	死亡した会員に、未就学児、小学校中学校高等学校等に在学する18歳未満の遺児があるときに、遺児1人につき10万円を給付
リフレッシュ事業	リフレッシュ事業実施会員に旅行券 ・3万円
がん検診等強化事業	がん(胃、肺、大腸、乳、子宮、前立腺)検診、脳ドック検診、骨密度検査を実施 ・共済組合へ助成金を支払
インフルエンザ予防接種助成事業	インフルエンザ予防接種ワクチン費用の3/4を助成(年1回)
婚活応援事業	婚活イベント等参加費を助成 年10,000円を限度
健康増進奨励事業	事業年度内を通じて医療機関等にかからなかった場合 健康増進奨励金5,000円を給付
育児情報提供事業	2歳未満の子を養育している会員に、育児情報誌を提供
児童福祉施設入所児童等進学奨励事業	児童福祉施設入所児童が高等学校等に進学したとき 1人 1万円
地域活動支援センター等活動支援事業	障害者等の福祉の充実を図るため県内の地域活動支援センター等に助成 1施設 10万円
日本赤十字社広島県支部への寄附	平成30年7月豪雨災害と同様の災害が発生した場合、同様の寄附を行う予定 (平成30年度 100万円)